明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔訓　令〕
○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府二）　一

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務六一）　二
○シエラレオネ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（外務二六）　二
○スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同二七）　三
○リベリア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同二八）　三
○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示（文部科学一〇）　三
○我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示の一部を改正する告示（同一一）　三
○保安林の指定をする件（農林水産一七七～一九〇）　五
○水源地域対策特別措置法の規定に基づき、指定ダムに係る水源地域を指定した件（国土交通一六四）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一六五）　六
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同一六六）　六
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同一六七）　七
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境四）　七
○道路に関する件（関東地方整備局二五、二六）　八
○都市計画に関する件（同二七～二九）　八
○道路に関する件（中国地方整備局五）　八
○道路に関する件（北海道開発局八～一一）　一〇

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕
内閣　内閣府　一〇

〔皇室事項〕　一一

〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一二
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　一二
労働
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（東北運輸局最低賃金公示一、九州同一）　一二

〔公　告〕
諸事項
官庁
割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、建設業の営業の停止命令関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係　一三
特殊法人等
企業年金基金清算結了関係　一三
会社その他
会社決算公告　一三

訓　令

○内閣府訓令第二号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年一月十九日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表経済財政分析担当の項1中「第三号」の下に「及び次項第一号」を加え、「において同じ。」に関する事項」の下に「（次項第二号に掲げるものを除く。）」を加え、同第三号中「第二項」を「第三項」に改め、「第六項」を「第七項」に改め、同第四号を削る。

別表経済財政分析担当の項15を17とし、14を16とし、13を15とし、12の次に次のように加える。

13　地域活性化・住民生活等緊急支援交付金に関すること。

14　まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）第九条に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定及び推進しようとする都道府県及び同法第十条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定及び推進しようとする市町村への支援に関すること。

別表経済財政分析担当の項12を削り、11を12とし、2から10までを1ずつ繰り下げ、同4中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、1の次に次のように加える。

2　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。

一　経済に関する重要な政策に関する事項（次号に掲げるものを除く。）のうち地方創生に関する事項